

## 『愛知県手話言語条例』の意義について

○日時：平成28年10月3日(月)

午前10時～11時30分

○場所：民進党議員団会議室

- 1 自己紹介を兼ねて（条例制定への願い）
  
- 2 「どれだけご存知ですか？」クイズ
  
- 3 「手話が言語として認められた」ということ
  
- 4 ワーキンググループの審議を終えて
  
- 5 条例案の意義
  - (1) 「手話が言語である」という認識のもと、手話普及の必要性が述べられていること
  - (2) コミュニケーション方法を選択できる環境づくりが明確に示されていること
  - (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が具体的に示されていること
  - (4) 教育について、手話をはじめ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について学習機会を積極的に設けることにとどまらず、必要とされる合理的配慮についても踏み込んで書かれていること
  
- 6 真の「共生社会」をめざすために

意思疎通の現状と課題について

安田委員

障がいのある方々の自立と社会参加を考えるにあたって、関わる人々や地域社会が、その人のコミュニケーション特性を理解し、意思疎通を円滑に進めていけるように環境を整えていくことは、権利保障や人権にかかる重要なものととらえております。しかし、現状は、点字や手話、視覚的なサイン、視線や目の開閉、携帯端末の活用等、ご本人の障害や疾患などの特性により、様々な手段があることは知られていないのが現状です。

今回の批准された障害者権利条約をはじめ、関連する国内法（障害者基本法や障害者差別解消法等）の趣旨を生かしていくためにも、より一層、このことに関する理解啓発や学習機会の保障、並びに、あらゆる場における情報コミュニケーション保障を地方公共団体が先頭に立って進めていくべきものと考えています。

特に、ろう者にとっては、自分たちの母語である「(日本)手話」が、初めて「言語」として認められたことは画期的なことであり、ろう者と共に「手話を学ぶ」だけでなく、「手話から学ぶ」「手話を通して学ぶ」ことを合言葉にしてきた私たちにとっても、大きな喜びです。

しかし、これは、ろう者やそのご家族、あるいは、ろう者と共に歩んできた関係者にとってだけでなく、すべての人にとっても、意味あることであることなのか知っていただく必要があります。ろう者のおかれてきた社会的な立場、「手話」が言語として認められず、様々な社会的障壁にぶつかってきたろう者の歴史などを、多くの人に知っていただくとともに、ろう者の母語である魅力的な「(日本)手話」へ興味関心を持っていただく中で、「言語」としての手話をより多くの方に覚えていただいたり、使っていただいたりすることが望まれます。

そうした基盤形成の中で、従来進められてきた手話通訳者の養成や公的機関への配置等がより一層進み、誰にも安心できる共生社会が作られていくことを期待しています。

# 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例要綱（案）

## ○ 条例名称

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」

## ○ 前 文（骨子）

- ・ 障害者が地域で生活していくためには、障害の有無にかかわらず互いにコミュニケーションを図り、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが求められる。
- ・ 手話は、物事を考えコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために受け継がれ、発展してきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語である。  
障害者基本法の改正、障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として位置づけられたが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、手話に対する社会の理解が十分とはいえない状況にある。このため、手話が言語であるとの認識に基づき県民の手話に対する理解の促進を図っていく必要がある。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段は、障害者が生活の様々な場面で意思疎通していくために重要なものであるが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、必要なときに利用できる状況には至っておらず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を知り、コミュニケーション支援を行う者の育成を図り、コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。
- ・ 本県は、大規模地震による被災が想定されており、通常利用できるサービスの利用が困難となる災害時には障害者に情報を的確に伝え、必要な支援につなげていく必要がある。
- ・ 更に、愛知県障害者差別解消推進条例の施行に伴い、県、事業者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、利用を促進していくことが求められている。
- ・ 私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## ○ 総 論

### 第1 目的

- ・ この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語の普及及び障

害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し及び安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第2 定義

- ・ この条例において「コミュニケーション手段」とは、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物の提示、重度障害者用意思伝達装置等その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。
- ・ この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## 第3 基本理念

- ・ 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることの認識のもとに行われなければならない。
- ・ 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して行われなければならない。
- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

## ○ 責務及び役割

### 第4 県の責務

- ・ 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 県は、市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。

### 第5 県民の役割

- ・ 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第6 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### ○ 計画の策定等

## 第7 施策の推進

- ・ 県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定め、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。
  - ① 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針
  - ② 前号に掲げるもののほか、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

### ○ 基本的な施策

## 第8 啓発及び学習の機会の確保

- ・ 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努めるものとする。
- ・ 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の学習の機会を確保するよう努めるものとする。

## 第9 人材の養成等

- ・ 県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第10 情報発信

- ・ 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。
- ・ 県は、障害者とその家族及び支援者が、災害その他非常の事態において必要な情報を取得できるよう市町村その他の関係機関と連携し、情報を発信するよう努めるものとする。

## 第11 学校における対応

- ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、これらの者の教育に携わる教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めるものとする。
- ・ 手話を使い日常生活又は社会生活を営む児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、その学校に通学する児童、生徒、幼児等に対して手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努めるものとする。
- ・ 手話を使い日常生活又は社会生活を営む児童、生徒、幼児等が通学する学校の設置者は、当該児童、生徒、幼児等の保護者から学校における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努めるものとする。

## 第12 事業者への支援

- ・ 県は、事業者に対し、関係団体と協力して、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

## 第13 コミュニケーション手段に関する調査

- ・ 県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査に努めるものとする。

## 第14 財政上の措置

- ・ 県は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 協議の場として愛知県障害者施策審議会に新たに「障害者コミュニケーション部会」を設置する。
  - ・ 愛知県障害者施策審議会条例の一部改正により対応
    - 1 専門委員の設置
      - (1) 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
      - (2) 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから知事が任命する。
      - (3) 専門委員の任期は、2年とする。
      - (4) 前項の専門委員は、再任されることができる。
    - 2 専門部会の設置
      - (1) 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
      - (2) 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
      - (3) 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
      - (4) 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。
      - (5) 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

1 ワーキンググループ検討経過

開催日	内容
6月2日	意思疎通の現状について意見交換
6月23日	他県・市の条例を踏まえた愛知県条例での記載事項の検討
7月14日	条例要綱(試案)の検討

2 ワーキンググループにおける主な意見

条 例 名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話言語に関する事項とコミュニケーション手段に関する事項の条例であることがわかる名称とすべき。</li> <li>・仮称にある「その他」の表記は適当ではなく、全ての障害者、障害特性に応じたコミュニケーション手段が対象であることがわかるようにすべき。</li> <li>・名称が長いため、条例略称名を作り啓発に活用すべき。</li> </ul>
前 文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議、講演会、イベント、窓口等で点字、代筆、代読、筆談等に対する理解が十分でなく、対応されていない。</li> <li>・誰にでもできる意思疎通手段があるということが理解されていない。</li> <li>・手話はコミュニケーション手段としての側面もあるが、文化のツールでもある。</li> <li>・手話に対する誤解、偏見があり、手話が制限されてきたため、手話だけでなく日本語も十分に獲得できなかつたろう者がいる。</li> <li>・言葉での意思疎通が難しくても情報通信機器を用いた意思疎通がある。</li> <li>・意思表示をサポートでききるヘルパーが不足し、支援体制に地域格差がある。</li> <li>・災害時の安否確認、避難所での情報伝達に課題がある。</li> <li>・ろう者のための条例ではなく、障害の特性に応じた障害者全体のことを記載すべき。</li> <li>・手話が言語であるなら、点字は文字と記載すべき。</li> <li>・手話が言語であることを前段で(コミュニケーション手段の部分と分けて)記載すべき。</li> </ul>
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の構築のため、障害の特性に応じたコミュニケーション保障、情報保障が必要。</li> <li>・コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備が必要。</li> </ul>
定 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実物の提示や絵の表示、ICT機器を具体例として記載したかどうか。</li> <li>・要約筆記は文字の表示ではなく、通訳手段である。</li> </ul>
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の特性に応じた手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。</li> <li>・個性と人格を互いに尊重することを基本とし、コミュニケーション手段の選択の機会の確保と利用の機会を拡大すること。</li> <li>・手話が言語であるとの理解の下にコミュニケーションの権利を保障すること。</li> </ul>
県 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と相互に連携し、必要な合理的配慮の推進を図るべき。</li> <li>・手話の普及、啓発を行う。</li> <li>・手話を利用しやすい環境の整備を進めるべき。</li> </ul>
県 民 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション手段の重要性を理解し、合理的配慮に努める。</li> <li>・県の施策に協力する。</li> <li>・手話通訳者は県の普及施策に協力し、手話技術の向上に努める。</li> <li>・ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力し、自主的に手話を普及する。</li> <li>・手話の普及は既に自主的にやっており、あえて記載する必要はないのではないか。</li> </ul>

事 業 者 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努める。</li> <li>・合理的配慮の提供に努め、支援が必要な者の採用条件に配慮する。</li> </ul>
計 画 の 策 定 及 び 推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画において必要な施策を定め、計画的に推進する。</li> <li>・環境の整備、支援従事者の確保、コミュニケーション手段の普及、利用促進に関する施策を計画に盛り込むべき。</li> <li>・施策について、ろう者、手話通訳者だけでなく障害者全体の意見を聴く場を設けるべき。</li> </ul>
啓 発 及 び 学 習 の 機 会 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話に関する普及啓発が必要。</li> <li>・関係機関と協力して、手話、点字、要約筆記等を学ぶ機会を確保すべき。</li> <li>・職員が手話を学ぶ機会を設けるべき。</li> <li>・聴こえないとわかつた時点で、家族、当事者に手話を学ぶ機会を提供する必要がある。</li> </ul>
人 材 の 養 成 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、関係機関と協力し手話通訳者、盲ろう通訳介助員、要約筆記者、点訳者及びその指導者の確保、養成を行う必要がある。</li> <li>・必要ときに無償で通訳を受けられる体制が必要。</li> <li>・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の派遣の実施。</li> </ul>
情 報 発 信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話、字幕、点字、音訳による情報発信が求められる。</li> <li>・災害時における緊急情報を障害の特性に応じて迅速かつ的確に伝達する必要がある。</li> <li>・災害時には、障害者だけではなく、その家族及び支援者に対しても情報発信が必要。</li> </ul>
学 校 に お け る 対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の特性に応じた情報保障ができるよう教職員の技能取得が必要。</li> <li>・学校の場で障害児・者との交流を通じた理解促進が必要。</li> <li>・手話を学び、手話で学べるよう必要な措置を講ずる必要がある。</li> <li>・全ての学校の児童、生徒に対し手話が言語であること、障害の特性に応じたコミュニケーション手段があることを知ってもらうことが大事。</li> <li>・技能の向上の前に理解を深めることが必要。</li> <li>・手話の学習機会を学習指導要領の範囲内と記載されているが、学習指導要領には手話を教える時間は定められておらず、どういった意図があるのか。</li> <li>・保護者に対する教育に関する相談及び支援の内容が不明確ではないか。</li> </ul>
事 業 者 へ の 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が行う取組に対し支援が必要。</li> </ul>
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 に 関 す る 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の特性に応じた支援ツールの普及と利用しやすい環境の整備が必要。</li> <li>・コミュニケーション手段に関する調査を行い、対策を講ずる必要がある。</li> <li>・障害の特性について理解を深めるための研修が必要。</li> </ul>
財 政 的 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及に必要な財政措置が必要。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の風直し規定を設けられないか。</li> <li>・具体的な施策を障害者計画に示し、実効性のある取組を進めて行くために障害者施策審議会に部会を設けることは賛成。</li> <li>・市町村に対し財政措置を求めることができないうか。</li> </ul>

※網掛け部分は条例要綱(試案)に対する意見

# 聾唖力障害新聞

特別号 月刊1日発行

発行所 一般財団法人全日本ろうあ連盟

編集長 藤田 隆夫 (〒020001)

〒980-0001 宮城県仙台市青葉区山田下ル

編集長 藤田 隆夫 (〒020001)

FAX 075-441-6147

TEL 075-441-6079

2015年2月12日

〒980-0001 宮城県仙台市青葉区山田下ル

編集長 藤田 隆夫 (〒020001)

FAX 075-441-6147

TEL 075-441-6079

日経紙のホームページ <http://jdn.fjd.or.jp/> メールアドレス: [jdn@fjd.or.jp](mailto:jdn@fjd.or.jp)

手話言語法で  
暮らしやすい  
社会に

## 私たちが使っている音声言語（日本語）は

- ①獲得するための環境が自然に出来上がっています。
- ②日本語をしっかりと身につけるために学校などで学びます。
- ③獲得した日本語でさまざまな知識を身につけます。
- ④日本語をもっと自在に使いこなすことができるようになります。
- ⑤そして、その日本語はしっかりと大地に根ざし、普及され、保存され、研究されて守られています。

## 手話にも言語として、5つの権利が必要です



### ①手話を獲得する

ろう者が手話を獲得・習得するには、ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供とろう者が手話を獲得・習得していくための環境（教育の場）が保障されていなければなりません。

### ②手話を学ぶ

ろう者が使用している手話について、より理解を深めることができる環境が用意される必要があります。



### ③手話を守る

手話も言語として普及・保存・研究される必要があります。さらにろう者自身が手話を伝授していくことや、ろう者が、きこえる人を問わず、容易に手話に接することができる環境づくりも大事なこととなります。



### ④手話で学ぶ

ろう者がさまざまな知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をすること（直接アクセス）と、一般の学校で必要な場合に手話通訳が用意あるいは配置されている（間接アクセス）が必要です。



### ⑤手話を守る

### ⑥手話を使う

ろう者が手話を使える場（直接アクセス）と、手話通訳者を介して一般社会とコミュニケーションできるシステム（間接アクセス）が必要です。

## ヨーロッパでは

イギリス
エストニア
フランス
ドイツ
リトアニア
ルーマニア
スウェーデン
ベルギー
キプロス
チェコ
ハンガリー
スロバキア
スロベニア
スペイン
オーストリア
フィンランド
ポルトガル

## 「手話言語法」制定をめぐる動きが掲載された日本聴覚障害新聞の購読をお願いします



申し込みは一面記事の全日本ろうあ連盟編集部まで

# 私たちは手話言語法の制定を目指しています

皆さんは毎日どのようにコミュニケーションをとっていますか？

大多数の人は声を出し、それを耳で聞く



笹ヶ岡から銀座をアピール行進する1000人の手話関係者 (2014年12月12日)

たことよって、つまり音声言語（日本では日本語）を使ってコミュニケーションをとっています。

しかし、音声言語のほかにも手や顔、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語も手話もあることを存じてほしいが、

ろう者は、昔から手話を使ってきました。しかし、法的手話は言語として認められてきませんでした。そのため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利をこうむり、差別され、排除されてきました。

### 世界的に認められた「手話は言語」

2003年、世界ろう連盟の提議により、国連アジア太平洋経済社会委員会が起草された障害者権利条約草案に「言語」には音声言語と手話が含まれることが盛り込まれました。

そして2006年、この草案を基とした国連障害者権利条約がすべて加盟国により採択され、「手話は

言語」であることが世界的に認められることになりました。日本においても2011年に障害者基本法が改正され「言語に手話を含む」ことが明記されました。これはろう者にとって大きな一歩です。

次の一歩として必要なことは、「手話は言語」であり、そのことが実際の生活に活かされるようにするための具体的な法整備であり構築です。

### どこでも自由に手話を使える社会環境を

私たちは、まず、手話が音声言語と同等な法的地位を認められたことを皆さんに知っていただきたいと思います。そして学校で「国語」の授業で日本語を学ぶように、私たちが目指すのは、日本語と手話の二つを対等に学ぶことができ、どこでも気がねなく自由に手話を使える社会環境が実現されることと願っています。また、手話などの公共施設では音声言語と同様に手話による情報伝達があること、「いつでも、どこでも、どんな場合でも」効果的な手話通訳制度が求められています。これを実現するために手話言語法の制定が必要です。

中国でもご覧ください



# 手話言語法ニユース

2016年7月20日 No.31

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F  
 TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445  
 手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二  
 法制定検討グループ：久松三二（事務局兼）・大杉豊・田門 浩  
 普及啓発・広報グループ：小中栄一・渡辺正夫・岡野美也子・倉野直紀  
 条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

## 手話言語条例 新たに4自治体で成立

【千葉県】  
 千葉県手話言語法等の普及の促進に関する条例  
 6月21日、千葉県議会にて「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が可決されました。  
 施行は6月28日です。



千葉県森田健作知事（中央左）と肩を組む千葉県聴覚障害者協会の植野圭哉理事長（中央右）

【三重県】  
 三重県手話言語条例  
 6月30日、三重県議会にて「三重県手話言語条例」が可決されました。  
 東海地方で初の県条例制定ということで、東海各県のろうあ協会代表者が集まり、傍聴者数は60名にのぼりました。  
 施行は来年4月1日です。



三重県議会の議員の方たちと三重県聴覚障害者協会深川誠子会長と共に

【北海道旭川市】  
 旭川手話言語に関する基本条例  
 6月17日、北海道旭川市で「旭川手話言語に関する条例」が成立しました。旭川市障害福祉課が事務局となり、聴覚障害者団体や市民と共に月に一度意見交換会が行われました。  
 施行は7月1日です。



中央で固い握手を交わす旭川市西川哲人市長（中央左）と旭川ろうあ協会の山根昭治理事長（中央右）

【群馬県中之条町】  
 中之条町手話言語条例  
 6月17日、群馬県中之条町議会で「中之条町手話言語条例」が可決されました。中之条町聴覚障害者福祉協会会長の峰澤高征会長は「中之条町議員と町民と手話を学ぶ機会を広げていきたい。手話通訳者がまだ少ないので手話の必要性を町民に理解していただき、一緒に頑張りたい」とコメントしました。  
 施行は6月20日です。



中之条町伊能正夫町長（前列左から3番目）と共に

## 石狩手話フェスタ2016開催！

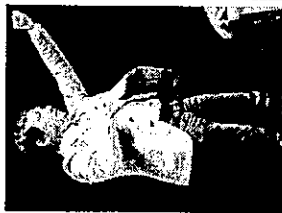
6月19日、北海道石狩市の石狩市花川北コミュニティセンター大ホールで「石狩手話フェスタ2016」が行われ、約350名が来場しました。

2015年6月21日に「石狩市手話基本条例」施行1周年を記念した「石狩手話フェスタ2015」が開催されました。今回は2回目の開催です。



開会挨拶では、石狩市の田岡克介市長が手話を交えて挨拶されました。

手話で挨拶をする田岡克介市長



田岡克介市長

講演では、メイキングストでろう者俳優の庄崎隆志氏が「俳優35年の人生と手話の魅力語る」をテーマに講演しました。



北陽幼稚園の園児たち

北陽幼稚園の園児たちによる手話コーラスが行われました。

# 条例制定後の取り組み

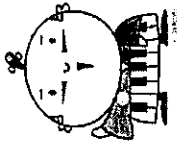
## 【静岡県浜松市】

浜松市では、ホームページで手話動画の配信や市内7ヶ所の市役所及び区役所にテレビ電話機能を活用した遠隔手話通訳サービスのタブレット型端末の設置、小中学生を対象とした手話体験講座などを実施しています。

●浜松市 浜松市手話言語の推進に関する条例の概要  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuk/syuuwa/>

●浜松市 手話動画 HP

<https://www.youtube.com/watch?v=KowDZ5LLGSM&feature=youtu.be>



市のマスコット「家康くん」

## 【山梨県市川三郷町】

市川三郷町は、「市川三郷町手話推進会議」を設置し、施策として庁内職員で構成された手話施策推進プロジェクトの結成、出前講座やミニ講座で使用するリーフレットの作成、学校や保育園などでの手話の普及を実施しています。

## 【京都府城陽市】

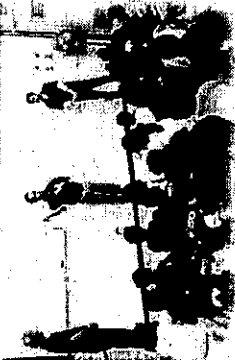
城陽市の主な取り組みは、幼稚園・保育園を対象とした出前講座、市内の大型店舗の従業員を対象とした手話学習会、意思疎通支援の拡充として手話通訳者の現任研修会の充実、市役所職員を対象とした手話研修会などを実施しています。

●条例制定後の新規事業 城陽市 HP  
<http://www.city.joyo.kyoto.jp/living/welfare/handicapped/page32>

## 【兵庫県明石市】

明石市は、市役所内の障害福祉課、市主催行事、市役後援行事などに手話通訳者・要約筆記者の配置、市役所内の窓口にテレビ電話機能を活用したタブレット型端末の設置、音声文字変換システムの運用、手話通訳士の資格を持った正規職員の採用、平成27年度から29年度にかけて市内すべての小学校で4年生を対象に、手話通訳者として市役所が講師役となり、手話教室を実施しています。

市役所内（障害福祉課）の窓口に設置したタブレット型端末を活用して対応している様子です。→



←ろう者と手話通訳者が講師役となり、手話表現とろう者への理解という内容で小学生に教えている様子です。

●明石市 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴う施策  
[https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu\\_soumu\\_k/a/sesaku/torikumi.html](https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_k/a/sesaku/torikumi.html)

★条例を制定している自治体を全日本ろうあ連盟のホームページで掲載しています↓  
<http://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>



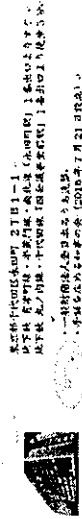
## 手話を広める知事の会 設立

7月21日に「手話を広める知事の会」が設立し、イベント・手話言語フォーラムを行います。詳細は次号で報告します。

手話を広める知事の会設立イベント、手話言語フォーラム

2016年7月21日(木) 9:30~15:00

参議院議員会館 1F 講堂



日時：2016年7月21日(木) 9:30~15:00  
 会場：参議院議員会館 1F 講堂

目的：言語のひとつである手話を広め、聴覚障害者の更なる社会参加を促進する。

【第1部】 9:30~11:00

### 手話を広める知事の会設立総会

- ・総会
  - ・応援の挨拶
  - ・記念講演 講師/日本財団 笹川陽平会長
  - ・基調報告
  - ・「手話言語条例」制定県による事例発表
- 総会終了後 11:00~記者会見

【第2部】 13:00~15:00

### 手話を広める知事の会

#### 設立記念・手話言語フォーラム

- ・ミニ講演/読売新聞大阪本社 井手裕彦編集委員
- ・全国手話言語市区長会の取り組み 他

【問合せ先】

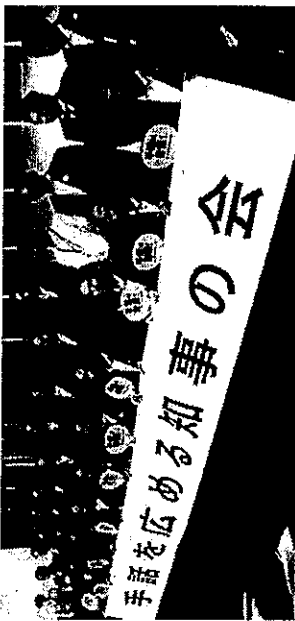
全日本ろうあ連盟「手話言語法制定推進運動本部」  
 FAX: 03-3268-8847 TEL: 03-3267-3445

E-mail: [info@jfd.or.jp](mailto:info@jfd.or.jp)

# 手話言語法ニュース

2016年8月30日 No. 32

## 7/21 手話を広める知事の会設立総会 & 手話言語フォーラム開催

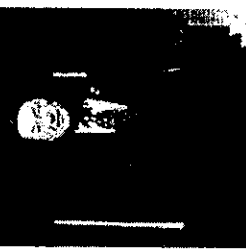


知事の会設立を喜び合う県知事の皆さまと議員の方々  
7月21日、東京・参議院議員会館で「手話を広める知事の会設立総会 & 手話言語フォーラム」を開催しました。

鳥取県の平井伸治知事、長野県の阿部守一知事をはじめ、国会議員・行政関係者・聴覚障害当事者・手話関係者・マスコミを含め、計376名が参加しました。

### 【設立総会】

第1部の設立総会では、会長に鳥取県の平井伸治知事、副会長に長野県の阿部守一知事、三重県の鈴木英敬知事、顧問に日本財団の笹川陽平会長、相談役として全国手話言語市区長会の田岡克介会長、連盟理事長の石野が選任されました。議事進行は手話を広める知事の会副会長の阿部守一長野県知事が務めました。



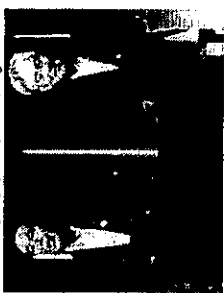
鳥取県 平井伸治知事

### ～会長挨拶～

鳥取県の平井伸治知事が手話であいさつをしました。平井知事は、「皆さまのお力をいただき、一緒に手話革命を起こしましょう」とコメントしました。

### ～宣言文の発表～

副会長の阿部守一長野県知事、長野県聴覚障害者協会の井出高成理事長、本木恵美子副理事長が協同で宣言文を発表しました。



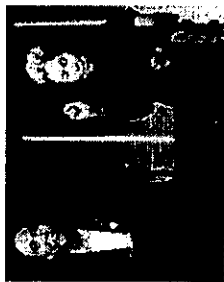
長野県の阿部守一知事（左）は音声、長野県聴覚障害者協会井出高成理事長（右）、本木恵美子副理事長（右）手話で宣言文を発表



日本財団 笹川陽平会長

### ～基調報告～

連盟事務局長の久松が、「全国の手話言語条例制定の動きと今後について」という内容で基調報告をし、「手話言語法」が何故必要なのかについて、現在の法制度と照らし合わせたながら報告しました。



～記念講演～  
日本財団の笹川陽平会長が「世界の手話事情と手話言語条例の意義」というテーマで講演しました。

連盟事務局長 久松

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847 / FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三三

法制定検討グループ：久松三三（事務局兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

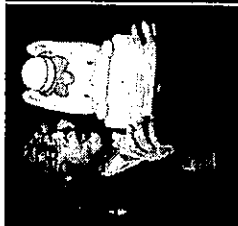
### 【手話言語フォーラム】

第2部の手話言語フォーラムでは、日本財団の尾形武寿理事長より開会の挨拶をいただきました。



日本財団 尾形武寿理事長

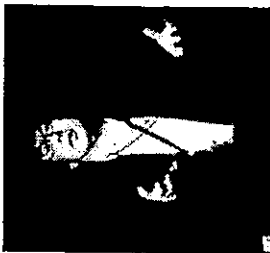
～手話言語条例を制定した県による事例発表～  
群馬県、埼玉県、沖縄県が条例施行後の取り組みを発表しました。



左から群馬県の岡部清障政策課長（左）、埼玉県の障害者福祉推進課藤原和代課長（中）、沖縄県の奥那嶺武障害福祉課長（右）

### ～ミニ二二講演～

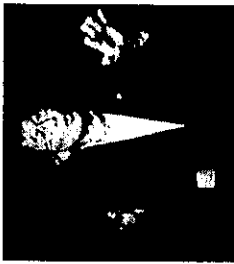
読売新聞の井手裕彦編集委員が「手話革命を起こしたい」というテーマで講演を行い、最後に「手話と日本語が仲良くできている世界を皆さんと考えていきたい」とコメントしました。



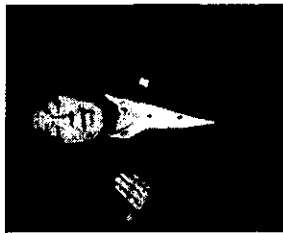
読売新聞 井手裕彦編集委員

～全国手話言語市区長会の取り組み～

全国手話言語市区長会、泉房徳事務局長は、「手話を広げる責任は全日本ろうあ連盟だけではなく、みんなの責任だと思う」とコメントしました。



明石市 泉 房徳市長



連盟理事 長 石野 重雄

～総括～  
最後に連盟理事長の石野より「手話を広める知事の会・手話言語フォーラム」のしめくくりとして、石野が「手話言語法制定に向けて800人の国会議員をどう動かしていくかが重要になる」と、今後の活動についてコメントしました。

今回のイベントに13名の議員の方がご来場し、ご挨拶をいただきました。

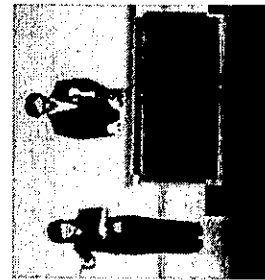
- 【ご来場された議員】
- ・衆議院議員 (五十音順)  
高木美智代 議員  
古川 康 議員
  - ・参議院議員 (五十音順)  
野田聖子 議員  
牧島かれん 議員
  - ・今井絵理子 議員 (五十音順)  
川田龍平 議員  
田中信次 議員
  - ・神奈川県議会議員 (五十音順)  
中川宏昌 議員  
市川宏昌 議員
  - ・長野県議会議員 (五十音順)  
荒井武志 議員  
橋本 健 議員

その他9名の秘書の方にお越しいただきました。

★「手話を広める知事の会・手話言語フォーラム」の様態を全日本ろうあ連盟のホームページに掲載しています。↓

<http://www.jfd.or.jp/2016/07/26/pid15316>

帯広市手話言語条例制定記念講演 開催



開会挨拶をする帯広市の米沢則寿市長

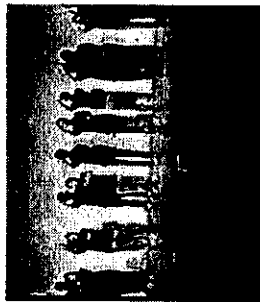
7月30日、北海道帯広市一ホールで「帯広市手話言語条例」の制定を記念した講演会が開催された。この講演会の定着、市民の手話への理解、手話を使いやすい環境づくりが期待されます。

記念講演では、ろう者で俳優の庄崎隆志氏が「俳優35年の人生を語る・手話の魅力」をテーマに講演し、独演パフォーマンス「手の詩」を披露しました。



庄崎隆志氏

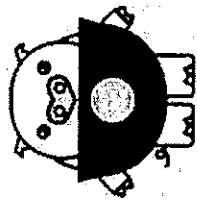
講演後、帯広ろう者協会、帯広グルツペ手話の会、帯広手話サークル「手と手」、北海道手話通訳問題研究会十勝支部によるミニ手話講座、帯広大谷短期大学手話サークル「つなぐ手」による手話コーラスが行われました。



帯広大谷短期大学手話サークル「つなぐ手」



会場の様子



帯広市ゆるキャラ「豚井マン」

条例施行後の取り組み

【三重県伊勢市】

伊勢市では、手話を広める取り組みの一つとして、伊勢市ホームページで、手話動画を掲載しています。この動画では、伊勢市の鈴木健一市長や伊勢市役所の各課職員がそれぞれ日常生活で使われる手話単語を表現しています。

また、伊勢市聴覚障害者福祉協会の仲西正克会長が「ろう者の暮らし」に関する動画を配信しています。

◎伊勢市手話動画「みんなの手話」↓

<http://www.city.ise.mie.jp/14293.htm>

条例制定に向けた動き

【兵庫県西脇市】

西脇市は、去年8月に行われた西脇市障害者地域支援協議会で、西脇市聴覚障害者協会から「手話言語条例を検討してほしい」という要望を受け、「手話言語に関する部会」を立ち上げました。

構成員は、西脇市役所の福祉部福祉課、兵庫県聴覚障害者協会、兵庫教育大学、地域福祉関係者などです。部会はこれまでに3回行われ、西脇市手話言語条例(案)について検討を重ねました。

今後パブリックコメントを実施し、12月には議会へ条例案を提出、来年4月の施行を目指します。

【兵庫県三田市】

3月の市議会定例会で三田市の森哲男市長が一般質問に対し「手話言語条例制定に向けて進める」と回答したことを受け、三田市は「三田市手話言語条例検討委員会」を市長の附属機関として設置しました。

三田市役所の職員が事務局となり、聴覚障害者団体、有識者等を交え、3回にわたり条例案について検討を重ねました。12月には議会へ条例案を提出し、来年4月の施行を目指します。

## 日本手話言語法案

### 第一章 総則

(目的)

#### 第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

#### 第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

#### 第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

#### 第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」をいう。）を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かなければならない。

### 第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話の獲得)

#### 第5条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話を獲得する機会が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。

(手話の習得)

#### 第6条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話を学習する機会を提供しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

### 第三章 手話の使用

#### (教育)

##### 第7条

ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。

2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

#### (ろう児(乳幼児を含む。)を対象とした特別支援教育等)

##### 第8条

国は、ろう児(乳幼児を含む。)の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児(乳幼児を含む。)を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児(乳幼児を含む。)の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

#### (通信)

##### 第9条

ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

#### (公共施設等)

##### 第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業者が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業者の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

#### (政治参加)

##### 第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。

#### (司法手続)

##### 第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続きに参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続(捜査段階から刑の執行終了までを含む。)において認められた基本的人権を享有し、手話を使用

する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

(労働及び雇用)

第13条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等)

第14条

ろう者は、その障害に基づく差別をうけることなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

(放送)

第15条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別をうけることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送機関及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ)

第16条

国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

第四章 手話通訳制度

(手話通訳制度)

第17条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。

4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話通訳制度において必要とされる施策

## 第五章 手話審議会等

### (手話審議会)

#### 第18条

手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。

2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。

### (手話研究所)

#### 第19条

手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。

2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話の教科の開発
- 三 手話能力の評価方法の開発
- 四 手話に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

## 第六章 雑則

### (手話の日)

#### 第20条

国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

### (国際交流)

#### 第21条

国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。



## 「手話を広める知事の会」入会状況 (8月26日現在)

北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、富山県、**岐阜県、静岡県、愛知県、三重県**、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県